

境港市民交流センター（仮称） 管理運営計画検討委員会 資料（第7回）



平成31年1月17日（木）

境港市保健相談センター 1階 講堂

境港市教育委員会事務局生涯学習課

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の基本方針（修正案）

管理運営計画の基本方針（案）

基本方針1：地域の文化をつくり、育て、未来へ伝える

地域固有の文化等にふれあい、その発展・継承にかかわることを通して地域への誇りや愛着を育むことを目指します。また、新たな芸術文化の鑑賞機会の提供や文化活動を通して、地域の魅力を発信します。さらに、**近隣諸国などを含めた**他地域との文化交流や近隣自治体との**広域**連携を図ります。

基本方針2：常に賑わいを生む

子どもから高齢者、障がい者、外国人など、誰もがいつでも気軽に立ち寄れて、出会い、交流することにより、賑わいを創出することを目指します。

基本方針3：人材を育てる

市民自らが施設の事業の企画や運営等に参加・協力する体制を構築し、市民が主導する文化振興やまちづくりの推進を通じて、次世代を担う人づくりを進めます。

基本方針4：情報の収集、発信、提供の拠点

学習活動や文化活動など、市民の生活やまちづくりに役立つ多様な情報を集積し、市民が必要とする情報の収集、発信、提供の拠点を目指します。

基本方針5：誰もが使いやすい管理運営

市民の誰もが、気軽に利用できるよう、ユニバーサルデザイン※1の導入はもちろん、複合施設のメリットを最大限に生かし、各機能が密接な連携を図り施設全体での効率的な管理運営と、効果的なサービスの提供を行います。また災害時には防災の拠点として機能することを目指します。

基本方針6：市民と自衛隊との交流促進

これまでも地域との共存を図ってきた自衛隊との連携をさらに深め、災害に強いまちづくりを推進するため、自衛隊活動の理解を広げる場の提供や市民と自衛隊員との交流を通して、相互理解を図ります。

※1：ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の事業計画（案）

【基本理念】
市民が集い、安心できる、交流と防災の拠点づくり
～みんなが集まる広場のような複合施設～

- 基本方針1：地域の文化をつくり、育て、未来へ伝える
- 基本方針2：常に賑わいを生む
- 基本方針3：人材を育てる
- 基本方針4：情報の収集、発信、提供の拠点
- 基本方針5：誰もが使いやすい管理運営
- 基本方針6：市民と自衛隊との交流促進

【事業計画】

ホール

- 主な事業
 - ・コンサート
 - ・演劇・舞踊公演、映画上映、講演会、式典等
 - ・学校活動の支援
 - ・市民活動の支援
 - ・伝統文化の継承
 - ・平土間の有効活用
 - ・災害時の避難所
 - ・自衛隊員との交流

図書交流広場

- 主な事業
 - ・幅広い資料・情報の収集と提供
 - ・資料・調査相談（レファレンス）機能の充実と**各種支援**
 - ・地域の特性を活かした資料の充実と提供
 - ・デジタルアーカイブによる情報提供等
 - ・県内全域図書館との連携
 - ・学校図書館支援等
 - ・様々な利用者に応じたサービスの提供
 - ・市内全域サービス
 - ・サポータークラブ
 - ・各種行事の開催
 - ・情報発信
 - ・防災・自衛隊の関連資料の展示
 - ・自衛隊員との交流

**会議室
（リハーサル室）**

- 主な事業
 - ・美術作品展示等
 - ・音楽活動の支援
 - ・貸館事業
 - ・各種講座や学習会等の開催
 - ・自衛隊員との交流

福祉

- 主な事業
 - ・地域の見守り・支え合いの啓発や体制づくり
 - ・高齢者等に対する生活支援
 - ・障がい児・者への支援
 - ・**児童福祉施策の展開**
 - ・生活困窮者等の相談対応、食糧援助、リユース品の提供
 - ・介護予防のための体操教室等の開催
 - ・講座の開催等によるボランティアの育成
 - ・**イベントの開催**
 - ・福祉バスの運行

交流・防災

- 主な事業
 - ・気軽に立ち寄れる場の提供と柔軟な運営
 - ・カフェの営業
 - ・ミーティング、自習コーナーの提供
 - ・エントランス等での展示、**啓発**
 - ・災害時の防災拠点

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の事業計画（案）

（１）ホール

| 主な事業 | 検討内容 |
|---|---|
| ①コンサート ②演劇・舞踊公演、映画上映、講演会、式典等 ③学校活動の支援 ④市民活動の支援 ⑤伝統文化の継承 ⑥平土間の有効活用 ⑦災害時の避難所 ⑧自衛隊員との交流 | ○市民の文化・芸術の活動拠点となる管理運営 ○多様な文化・芸術との出会いができる管理運営 |
| | 事業方針（案） |
| | ①多くの市民が優れた音楽の鑑賞機会を得る場として、コンサートなどを開催し、優れた音楽の鑑賞機会を提供します。 |
| | ②演劇、舞踊、映画、講演会、式典（アトラクション有）等にも対応する多目的ホールとして、音楽以外の芸術文化公演等の鑑賞機会を提供します。 |
| | ③学校単位の 音楽 、ダンス等の発表会や大会に向けた練習の場として利用されることにより、各活動の盛り上げを図るとともに、練習及び発表活動等を通じた児童・生徒の 豊かな人間形成 を支援します。 |
| | ④市民活動の発表の場として、 音楽 、ダンス、演劇などの発表会の開催を支援することにより、市民の文化活動の振興を図ります。 |
| | ⑤郷土芸能や伝統文化に触れ合う機会を提供することにより、文化の継承を図るとともに、郷土への愛着心と誇りを育みます。 |
| | ⑥平土間スペースは、美術品等の各種展示、高齢者の 介護予防等の福祉活動 など、様々な利用が可能なスペースとします。 |
| | ⑦市の防災担当部署が常駐し、災害時にはホールを平土間にして住民の避難所とし、図書交流広場や会議室と連携して、スペースや本の提供により、心のケア・支援、安心を与えることができる施設を目指します。 |
| ⑧自衛隊音楽隊による定期コンサートや災害派遣等に従事した自衛隊員による報告・講演会等を企画し、自衛隊活動への理解を深める取組を展開します。 | |

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の事業計画（案）

（２）図書交流広場

| 主な事業 | 検討内容 |
|----------------------------|---|
| ①幅広い資料・情報の収集と提供 | ○赤ちゃんからお年寄りまですべての世代の人々が訪れやすい・気軽に利用できる管理運営 ○資料の充実・レファレンス機能の充実など市民ニーズに応える管理運営 ○本市の地域特性を活用できる管理運営 |
| ②資料・調査相談（レファレンス）機能の充実と各種支援 | <p style="text-align: center;">事業方針（案）</p> ①知の拠点として市民の要求に応えるため、資料を充実させます。また、郷土・行政資料の収集・保存・提供を行います。 |
| ③地域の特性を活かした資料の充実と提供 | ②利用者が必要とする情報やそのために必要となる資料の提供を充実させ、 市民や地域の課題解決を支援します。（生活情報、医療情報、調査研究やビジネス支援等） |
| ④デジタルアーカイブ※による情報提供等 | ③本市の基幹産業である水産業や魚、また例えば妖怪など地域特性を生かした資料を充実させます。 ④利用者の利便性向上のため、 文化財、行政資料、図書情報の電子化 や新聞記事のオンラインデータベースの導入などを進めます。 |
| ⑤県内全域図書館との連携 | ⑤県立図書館・県内の公立図書館・大学図書館等と連携して、市民に質の高い図書サービスを提供します。 ⑥幼・保・学校・ 子育て支援拠点施設 と連携し、団体貸出等の支援を行います。また、ブックスタート事業等を支援します。 |
| ⑥学校図書館支援等 | ⑦赤ちゃんからお年寄り、子育て世代、来館困難者、障がい者、外国人等全ての人が快適に利用できるサービスの推進に努めます。 |
| ⑦様々な利用者にあったサービスの提供 | ⑧市内どこに住んでいても、図書交流広場の図書が利用しやすいように、 学校や公民館などを活用した環境整備 に努めます。 |
| ⑧市内全域サービス | ⑨図書交流広場の取り組みを応援していただくボランティアと連携を図り、みんなの図書交流広場づくりを目指します。 |
| ⑨サポータークラブ | ⑩講演会、お話し会、 講座 、各種イベントなどを開催し、気軽に訪れ 市民と協働 して交流できる場の提供に努めます。 |
| ⑩各種行事の開催 | ⑪広報誌やホームページ・SNS等を活用した情報発信に努めます。 |
| ⑪情報発信 | ⑫防災・自衛隊に関連した資料収集・展示をすることにより、防災や自衛隊活動への理解の促進を図ります。 |
| ⑫防災・自衛隊の関連資料の展示 | ⑬自衛隊員によるお話し会や講演会の開催及び自衛隊関連のイベント等を企画し、自衛隊活動への理解を深める取組を展開します。 |
| ⑬自衛隊員との交流 | |

※デジタルアーカイブ：有形・無形の文化資源等をデジタル化して記録保存を行うこと

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の事業計画（案）

（3）会議室（リハーサル室）

| 主な事業 | 検討内容 |
|---|--|
| ①美術作品等展示 ②音楽活動の支援 ③貸館事業 ④各種講座や学習会等の開催 ⑤自衛隊員との交流 | ○市民の文化・芸術の活動拠点となる管理運営 ○市民の学習意欲を高め、学びの場となる管理運営 ○誰もが利用しやすい管理運営 |
| | 事業方針（案） |
| | ①美術をはじめとする様々な作品の発表、鑑賞や様々な活動の発表の場として、各種展示等を行うことで、市民が楽しめ、芸術等に触れる機会を提供します。 |
| | ②小会議室はリハーサル室も兼ねており、防音機能もあることから、 音楽やダンス の練習やミニコンサートなどに利用されることにより、市民の音楽活動を支援します。 |
| | ③各種会議・集会・ 講演会・講座 ・学習会・音楽活動・展示等に対応した大会議室・中会議室・小会議室兼リハーサル室・和室を、市民や各種団体の交流・活動の拠点として提供するとともに、ホールと一体となった利用にも対応し、 様々な広報を行うこと で積極的な利用促進に努めます。 |
| | ④ 市民と協働しながら 、各世代を対象とし、市民の要求する内容の 講演会・講座・学習会 等を開催し、 専門的な知識の普及、社会的・地域的課題の理解を通して 、地域社会を支える人材の育成を図ります。 |
| ⑤自衛隊員による災害派遣等の報告・講演会等や自衛隊員の 文化活動の発表の場等 を企画し、自衛隊活動への理解を深める取組を展開します。 | |

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の事業計画（案）

（４）福祉

| 主な事業 | 検討内容 |
|----------------------------|---|
| ①地域の見守り・支え合いの啓発や体制づくり | ○市民が気軽に利用できる管理運営 ○市民の健康や福祉等の増進が図れる管理運営 |
| ②高齢者等に対しての生活支援 | 事業方針（案） |
| ③障がい児・者への支援 | ① 高齢者や障がい者などの 日常の困り事や災害に備えて、地域の見守り・支え合いの啓発や体制づくりを支援し、 人権擁護の精神を持って 誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進します。 |
| ④ 児童福祉施策の展開 | ② 自立して地域で生活できるように 高齢者等の方の見守りや福祉サービス等を提供・援助します。 |
| ⑤生活困窮者等の相談対応、食糧援助、リユース品の提供 | ③障がいや 指定難病 のある方が地域で自立した生活が送れるよう、必要な福祉サービス等の利用調整を行います。 |
| ⑥介護予防のための体操教室等の開催 | ④ ひきこもりやいじめ・不登校などの個人や家族の力では解決できない、また、制度や施策だけでは補うことのできない新たな福祉課題や福祉ニーズに対応する、きめ細かい福祉活動を展開 します。 |
| ⑦講座の開催等によるボランティアの育成 | ⑤生活のしづらさを抱える人の自立に向け、相談をはじめ、資金援助や食料等現物給付などを行うことで、自立的生活ができるよう支援します。 |
| ⑧イベントの開催 | ⑥運動機能の低下がみられる高齢者を対象に、健康運動指導士などによる介護予防のための体操教室を開催します。 |
| ⑨福祉バスの運行 | ⑦福祉人材の養成や確保に向けて、各種ボランティア講座や研修会を開催し、地域福祉を担う人づくりに取り組みます。 |
| | ⑧子どもたちの健全育成や障がい のある方との 交流と親睦を深めることなどを目的として、市民参加を基とした様々なイベントを開催します。 |
| | ⑨市民の健康増進、教養の向上、社会参加及びレクリエーション等への支援のために福祉バスを運行します。 |

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の事業計画（案）

（５）交流・防災

| 主な事業 | 検討内容 |
|---------------------|--|
| ①気軽に立ち寄れる場の提供と柔軟な運営 | <ul style="list-style-type: none"> ○みんなが気軽に利用できる管理運営 ○市民に安心を与えることができる管理運営 |
| ②カフェの営業 | 事業方針（案） |
| ③ミーティング、自習コーナーの提供 | <p>①みんなが気軽に訪れる施設として、Wi-Fiの整備や市政情報の発信などを行うとともに、エントランスホールやカフェなどの交流空間を活用することで、世代を越えてコミュニケーションが図れる場を目指します。</p> |
| ④エントランス等での展示、啓発 | <p>②みんなが、くつろいだり、交流したりなど、ゆったりとした時間をこの施設で過ごすことができるよう、カフェスペースを提供します。</p> |
| ⑤災害時の防災拠点 | <p>③個人から、少人数での打ち合わせなど、できるだけ利用者が自由に利用できる場を提供することにより、様々な出会いによる交流と賑わいの創出を図ります。</p> |
| | <p>④エントランスやロビーなどを、市民の作品等を展示する場として有効利用することにより、発表の機会を提供するとともに、訪れた人に対し新たな活動への参加意欲を高めます。またエントランスやロビーなどを活用して、日頃から防災や交流についての啓発活動を行います。</p> |
| | <p>⑤平常時には、防災意識の普及啓発や情報発信等に努め、災害時には、市の災害対策本部等を設置し、施設全体を活用して、被災者の受入、防災備蓄品の配布、災害ボランティアの受付などを行う防災拠点を目指します。</p> |

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の管理運営体制（案）

○管理運営体制の基本的な考え方

施設の管理運営については、以下の管理形態を基本として検討し、効率的かつ効果的な運営体制を構築します。

| 機能名 ()内は現状 | 現状 | | | 境港市交流センター（仮称） ※市案 | |
|----------------|----------------|--------|-------------------|----------------------|---|
| | 所管課 | 管理運営形態 | 管理団体 | 管理運営形態 | 理由 |
| ホール 市民会館 | 教育委員会 生涯学習課 | 指 導 者 | （一財）境港市 文化振興財団 | 指 導 者 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営のためのノウハウが必要 ・舞台音響照明各スタッフが必要 |
| 図書流通場 図書館 | 教育委員会 生涯学習課 | 営 | — | 営 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の継続性の安定が必要 ・専門的知識・経験を有する職員の継続的配置が必要 |
| 会議室 市民会館 | 教育委員会 生涯学習課 | 指 導 者 | （一財）境港市 文化振興財団 | 指 導 者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホールとの連携が必要 |
| 福祉 | — | — | — | 市有財産 貸付契約 | <ul style="list-style-type: none"> ・社福）境港市社会福祉協議会が入居するため |
| 防災 | — | — | — | 営 | <ul style="list-style-type: none"> ・自衛防災課が入居するため |
| カフェ | — | — | — | 市有財産 貸付契約 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等が入居するため |

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の施設管理計画（案）

○利用規則（休館日、開館時間等）の基本的な考え方

本施設は、ホール・音楽機能をはじめとし、図書流場、会議室、福祉防災拠点等の導入機能を集積した複合施設です。複合施設のメリットを活かしながらも、既存施設等との連携配慮したわかりやすい利用規則とします。

施設運営のために必要な利用規則の基本的な方針は次のとおりとします。

（１）休館日について

- ・原則として、年末年始（2月29日から1月3日まで）を休館とします。
- ・施設のメンテナンス等が必要な場合には、市民の利用に支障のない範囲で臨時の休館を設けます。

（２）開館時間について

- ・施設全体の開館間及び閉館間は次のとおりとします。

8：30～22：00

（３）各機能の利用時間について

各機能の開館間及び閉館間は、既存の各施設の設置条例等に基づきながらも、新たに設けるものとし、複合施設であることを考慮しつつ、一体的に利用するケースを想定、柔軟な利用が可能になるように配慮します。

それぞれの利用時間、休館等は以下の区分に基づいて検討します。

| 施設名 | 平日 | 土日、祝 | 個別休館 |
|------|--------------|-------------|---------|
| ホール | 9:00～ 22:00 | | |
| 図書流場 | 9:30～ 18:30 | 9:30～ 18:00 | 第2木曜、月末 |
| 会議室 | 9:00～ 22:00 | | |
| 福祉 | 8:30～ 17:15 | | 土日、祝 |
| 防災 | 8:30～ 17:15 | | 土日、祝 |
| カフェ | 10:00～ 18:00 | | 年60日未満 |

※「カフェ」については、最低限の利用時間等とし、今後決める実施主体と議を行います。

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の施設管理計画（案）

○利用料金の基本的な考え方

利用料金については、市が負担するコストと利用者負担を踏まえつつも、近隣の類似施設の金額設定状況も考慮に入れながら、バランスのとれた設定することを基本とします。

（１）料金形態

機能ごとに料金を設定し、**運営**部分は市が使用料金として、**指 定管理**部分は**指 定管理者**が利用料金として徴収します。

夜間や日 曜に利用が集中する場合は想定されることから、時間帯や 曜によって料金区分が異なり、利用の少ないと見込まれる平日の日中に利用を誘導するような料金 形態 検討します。

また、従来は料金とは **社 冷暖房費**を徴収していましたが、冷暖房費を含む料金 形態 検討します。

■管理区分と料金区分

| 区 分 | 料 金 | 内 容 |
|-----------|------|-----------------|
| 市 | 使用料金 | 市が収受 |
| 指 定 管 理 者 | 利用料金 | 指 定 管 理 者 が 収 受 |

（２）料金の算出方法

料金を試算する根拠として、施設に掛かる「管理運営コストの負担」から算出する方法を最も適当な考え方とします。

具体的には、ホール、会議室等の貸出スペースの管理運営コストをできるだけ料金でまかない、その他の部分の管理運営コストに関しては市が負担するという考え方で進めます。

なお、入場料を徴収する場合の料金のあり方については、市の他の施設や近隣施設とのバランスに配慮して設定 します。

（３）減免制度

現在、境 港 文 体 ー ルや他の公共施設においても、市民や市民団体の利用に関して公益上の目的に応じて、条例により 一定の減免規 定を設けております。

本施設は、市民が主体的に利用する「文 化・芸術拠点」、「交流・防災拠点」であることを踏まえ、従来どおり、市民の利用目的に応じた減免規 定を 定めることを検討します。

《参考》公共施設の減免規定

○境港市民会館条例

（使用料の減免）

第1条 市長は、次に定めるとおり、使用料の減免をすることができる。

（1）展示室 市長が社会教育上有益と認めた場合

○境港市公民館条例 中央公 館

（使用料の減免）

第1条 使用料の減免は、市長が社会教育上有益と認める場合にできるものとする。

○境港市文化ホール条例

（使用料の減免）

第1条 市長は、次に定めるとおり、使用料の減免をすることができる。

（1）リハーサル室 市長が社会教育上有益と認めた場合は、全額免除

（2）その他市長が特に必要と認める場合は、減額又は免除

※社会教育上有益と認める場合

・市民団体や地域住民が行う活動（サークルや教室など）及び各種会議など

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の施設管理計画（案）

○市民参加の推進の基本的な考え方

本施設では、多くの市民が事業や活動に積極的に参加していただき、市民自身が成長していくことが、管理運営計画検討委員会の中で求められています。

これまでの検討を踏まえ、施設の運営において次のような市民参加の実現に向けた取り組みを推進します。

| 分類 | | 概要 | 具体的な活動内容 |
|--------|----------------|---|--|
| 事業への参加 | 鑑賞者としての参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業等を多くの市民が鑑賞することにより、施設の認知度が上がり、事業の質の向上や施設の有効活用につながりも期待されます。 ・会員組織（友会等）の参加により、間接的に施設の事業や運営を支援します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞事業への参加 ・会員組織（友会等）への参加 |
| | 参加型事業への参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・鑑賞するだけにとどまらず実施する事業等に出発やスタッフとして参加します。 ・舞芸術や美術作品の制作だけでなく、ワークショップなどを通して、人材育成と市民のネットワーク構築を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加型事業への参加 ・ワークショップへの参加 ・芸術文化事業への参加 |
| | 事業企画・推進役としての参加 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民が主体的にニーズに合う事業を企画し、実施します。 ・各種講座などの実施により、施設から活動を発信、人材育成と発信を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業企画、制作への参加 |
| 運営への参加 | | <ul style="list-style-type: none"> ・主催事業や施設運営に補助的に参加します。専門的な知識がなくても、講師の受講経験のある市民からの指導により業務を行います。 ・舞台技術などの専門性が求められる業務については、研修を重ねた上で技術スタッフとして運営に参加します。 ・有償ボランティアとして活動する場合も想定します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業運営支援（サポート、誘導、記録等） ・鑑賞事業支援 ・施設運営支援（清掃等） ・広報支援 |

境港市民交流センター（仮称）管理運営計画の広報宣伝計画（案）

○広報宣伝計画の基本的な考え方

愛称などによる施設のイメージの着と施設の様々な情報発信を行うことにより、事業や運営の市民の参加・参画を促すとともに、施設に対する愛着と関心と深め、みんなが集まる場のような複合施設として利用拡大を図ります。

また、多様な場を通じて施設内容やサービスを周知することで貸館利用を促進します。

広報宣伝計画については、下記の「広報宣伝の手法」を基に検討していきます。

○広報宣伝の手法

| 区 分 | 理 由 |
|-----------------|---|
| 愛称の 募 | 親みやすさを感じていただき、施設の愛着を帯てもらい、多くの市民に活用していただくようにします。 |
| ロゴマークの 募 | 施設のイメージを親しめた、誰が分かりやすく、親みやすいロゴマークを活用して、認知度の向上を目指します。 |
| パンフレットの作成 | 施設全体の紹介を行うパンフレットを作成し、事業や運営内容の周知を図ります。施設を利用した営業、事業誘致に活用します。 |
| ホームページ等の作成 | わかりやすいホームページを作成し、施設の事業計画等について速やかに情報発信します。また、施設の予約市民参加の 募などに活用します。 |
| 情報紙の発行等 | 事業に対する市民の期待の高揚を図り、参加する市民の場につながるのと同時に、多くの市民に施設情報の周知を図ります。 |
| 専門誌への情報掲載 | 事業について情報発信を図るほか、施設の情報を地域だけでなく、全国でもPRする機会とします。 |
| コミュニティFMラジオとの連携 | 地域に密着した情報発信の媒体として、コミュニティFMラジオと連携し、事業やイベントなどの告知を行い、集客の向上を図ります。 |